

事務連絡  
令和6年3月25日

地方厚生（支）局 医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定に係る施設基準届出チェックリストの送付について

令和6年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第5号）等により実施することとしていますが、保険医療機関等における適切な届出事務に資するよう別添のとおり施設基準届出チェックリストを取りまとめたので、内容をご確認の上、令和6年度診療報酬改定に係る貴局のHPに掲載する等、適切に運用いただくようお願いいたします。

- （別添1）【病院用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）
- （別添2）【医科診療所用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）
- （別添3）【歯科診療所用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）
- （別添4）【薬局用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）

## チェックリストの利用方法

- このチェックリストは、令和6年度診療報酬改定に伴って新設又は要件変更となった施設基準をリスト化したものです。チェック欄は、届出が必要な施設基準・届出が完了した施設基準に☑を入れるなど、届出漏れの防止にご活用ください。
- 施設基準の具体的な内容は、告示、通知等をご確認ください。今後、厚生労働省の通知の訂正などに伴い内容が変更される場合があるため、届出時に変更がないかどうか改めてご確認をお願いします。

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)

**注意：当該チェックリストを所管の各地方厚生（支）局に提出しても施設基準を届出したことにはなりません。**

各施設基準ごとに要件を満たした上、各地方厚生（支）局へ届出期限までに届出様式を提出ください。

Excelのオートフィルター機能を使用すれば(▼ボタンを押下)、例えば、届出期限の順に対象となる施設基準を並べ替えることや、特掲診療料や基本診療料を分けて並べ替えることもできます。

「整理番号」は、各地方厚生（支）局HPに掲載している施設基準の届出一覧に記載した整理番号と同じものです。

届出期限	区分	チェック欄			施設基準	チェック欄	
		新設 要件変 更	届出対象	整理番号		届出状況	備考
令和6年6月8日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-7	医療DX推進体制整備加算	<input type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-19	歯科外来診療感染対策加算2	<input type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	基本診療料	新設	<input checked="" type="checkbox"/>	1-23	初診料(歯科)の注16及び再診料(歯科)の注12に掲げる基準	<input checked="" type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-88	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13 及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算	<input type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-88	歯科疾患在宅療養管理料の注7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算	<input type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-266	歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算	<input type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-267	歯科技工士連携加算2	<input type="checkbox"/>	
令和6年6月8日	特掲診療料	新設	<input checked="" type="checkbox"/>	2-268	光学印象	<input checked="" type="checkbox"/>	

自医療機関が届出対象となっている施設基準が分かるように、届出対象欄のプルダウンを活用してください。(Excelのオートフィルター機能で、届出対象の施設基準だけを表示できます)

届出が完了した施設基準にはチェックを入れてください。

## 【歯科診療所用】施設基準届出チェックリスト(令和6年度診療報酬改定)

更新日

令和6年4月5日

このチェックリストは、更新日時点のものです。今後、厚生労働省の通知の訂正などに伴い変更される場合があります。届出時に変更がないかどうか、改めてご確認をお願いします。

### 新たに創設された施設基準（新設）及び届出直しが必要な施設基準（要件変更）について

下記の施設基準を算定するためには、各施設基準ごとに要件を満たした上で「届出期限」必着で届出ください。

各届出様式については所管の各地方厚生(支)局HPを参照ください(当該チェックリストを各地方厚生(支)局に提出しても施設基準を届出したことにはなりません)。

チェック欄					チェック欄			
項番	届出期間	区分	新設要件変更	届出対象	整理番号	施設基準	届出状況	備考
1	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-7	医療DX推進体制整備加算	<input type="checkbox"/>	
2	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-19	歯科外来診療感染対策加算2	<input type="checkbox"/>	
3	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-23	初診料(歯科)の注16及び再診料(歯科)の注12に掲げる基準	<input type="checkbox"/>	
4	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-83	在宅患者訪問診療料(I)の注13及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算	<input type="checkbox"/>	
5	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-88	歯科疾患在宅療養管理料の注7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算	<input type="checkbox"/>	
6	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-266	歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算	<input type="checkbox"/>	
7	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-267	歯科技工士連携加算2	<input type="checkbox"/>	
8	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-268	光学印象	<input type="checkbox"/>	
9	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-549	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)	<input type="checkbox"/>	
10	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	<input type="checkbox"/>	2-550	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)	<input type="checkbox"/>	
11	令和7年6月1日	基本診療料	要件変更	<input type="checkbox"/>	1-16	歯科外来診療医療安全対策加算1	<input type="checkbox"/>	(令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第二「A000」に掲げる初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
12	令和7年6月1日	基本診療料	要件変更	<input type="checkbox"/>	1-18	歯科外来診療感染対策加算1	<input type="checkbox"/>	(令和6年3月31日時点で旧算定方法別表第二「A000」に掲げる初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
13	令和7年6月1日	特掲診療料	要件変更	<input type="checkbox"/>	2-71	小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算	<input type="checkbox"/>	(令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法別表第二「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定するかかりつけ歯科医療機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)